

岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第20号

岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県自然環境保全条例施行規則（昭和49年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(保全事業の一部を執行できる公共団体)</p> <p>第13条 条例第14条第2項に規定する知事が定める公共団体は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) 社団法人岩手県農業公社（昭和46年3月29日に社団法人岩手県農地管理開発公社という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p><u>(13) 財団法人岩手県観光協会（昭和39年4月16日に財団法人岩手県観光開発公社という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>(14)・(15) [略]</p> <p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第16条 条例第15条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(カ) [略]</p> <p>(キ) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法<u>第40条</u>の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>(ク)～(ソ) [略]</p> <p>(タ) <u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</u>（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設</p> <p>(チ)・(ツ) [略]</p> <p>(テ) 航空法（昭和27年法律第231号）<u>第2条第4項</u>に規定する航空保安施設</p> <p>(ト)～(メ) [略]</p>	<p>(保全事業の一部を執行できる公共団体)</p> <p>第13条 条例第14条第2項に規定する知事が定める公共団体は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) 公益社団法人岩手県農業公社</u></p> <p><u>(13) 公益財団法人岩手県観光協会</u></p> <p>(14)・(15) [略]</p> <p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第16条 条例第15条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(カ) [略]</p> <p>(キ) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法<u>第40条第1項若しくは第2項</u>の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>(ク)～(ソ) [略]</p> <p>(タ) <u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u>（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設</p> <p>(チ)・(ツ) [略]</p> <p>(テ) 航空法（昭和27年法律第231号）<u>第2条第5項</u>に規定する航空保安施設</p> <p>(ト)～(メ) [略]</p>

エ・オ [略]

(2)～(14) [略]

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第19条 条例第15条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) [略]

(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

(10)～(12) [略]

(特別地区内における許可等を要しない行為等)

第20条 条例第15条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

イ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ウ [略]

エ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第15条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第19条第1項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は

エ・オ [略]

(2)～(14) [略]

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第19条 条例第15条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) [略]

(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

(10)～(12) [略]

(特別地区内における許可等を要しない行為等)

第20条 条例第15条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

イ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ウ [略]

エ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第15条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第19条第1項後段の規定によ

<p>増築すること。</p> <p>オ～ク [略]</p> <p>ケ 信号機、<u>防護さく</u>、<u>土留よう壁</u>その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。</p> <p>コ・サ [略]</p> <p>シ <u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号</u>に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>ス・セ [略]</p> <p>ソ 航空法<u>第2条第4項</u>に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>タ～ニ [略]</p> <p>ヌ 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）<u>第4条第2項</u>の規定に基づき知事の許可を受けて行う広告物を掲出する物件又は同条例第7条第1項各号、<u>第2項各号若しくは第3項各号</u>に掲げる広告物を掲出する物件を設置すること。</p> <p>ネ・ノ [略]</p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>(11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 海岸法<u>第3条</u>に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>ウ～キ [略]</p> <p>ク 海上運送法（昭和24年法律第187号）<u>第3条</u>の規定により一般旅客定期航路事業の<u>免許</u>を受けた者、同法<u>第20条</u>の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法<u>第21条</u>の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>ケ [略]</p> <p>(12)・(13) [略]</p>	<p>る協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。</p> <p>オ～ク [略]</p> <p>ケ 信号機、<u>防護柵</u>、<u>土留擁壁</u>その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。</p> <p>コ・サ [略]</p> <p>シ <u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号</u>に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>ス・セ [略]</p> <p>ソ 航空法<u>第2条第5項</u>に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>タ～ニ [略]</p> <p>ヌ 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）<u>第6条第1項</u>の規定に基づき知事の許可を受けて行う広告物を掲出する物件又は同条例第7条第1項各号<u>若しくは第2項各号</u>に掲げる広告物を掲出する物件を設置すること。</p> <p>ネ・ノ [略]</p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>(11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 海岸法<u>第3条第1項</u>に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>ウ～キ [略]</p> <p>ク 海上運送法（昭和24年法律第187号）<u>第3条第1項</u>の規定により一般旅客定期航路事業の<u>許可</u>を受けた者、同法<u>第20条第1項</u>の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法<u>第21条第1項</u>の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>ケ [略]</p> <p>(12)・(13) [略]</p>
<p>2 (特別地区内における許可等を要しない行為等)</p>	<p>(特別地区内における許可等を要しない行為等)</p>

<p>第20条 条例第15条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは同法第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）<u>第22条の11第1項</u>に規定する事業若しくは工事を実施する行為</p> <p>イ～コ [略]</p> <p>(13) [略]</p>	<p>第20条 条例第15条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは同法第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）<u>第63条第1項第1号</u>に規定する事業若しくは工事を実施する行為</p> <p>イ～コ [略]</p> <p>(13) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年4月1日から施行する。